生活安全局	一九六人	
刑事局	三六三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三一六人	
交通局	一八五人	
警備局	一七〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六九人	
警備運用部	一二二人	
サイバー警察局	二四三人	
計	二、五八〇人	うち、一、四五五人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一九〇人	
科学警察研究所	一二八人	
皇宮警察本部	九五〇人	うち、九一〇人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二六八人	うち、七九人は、警察官とし、九一〇人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七三人	うち、七三〇人は、警察官とする。
合計	八、〇二一人	うち、二、二六四人は、警察官とし、九一〇人は、皇宮護衛官とする。

生活安全局	二四六人	
刑事局	三六二人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三一七人	
交通局	一八四人	
警備局	二二二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六九人	
警備運用部	一三三人	
情報通信局	三八六人	
計	二、五六三人	うち、一、四五二人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八八人	
科学警察研究所	一二八人	
皇宮警察本部	九八〇人	うち、九四〇人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二九六人	うち、七七人は、警察官とし、九四〇人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一六五人	うち、六六一人は、警察官とする。
合計	八、〇二四人	うち、二、一九〇人は、警察官とし、九四〇人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（足跡取扱規則の一部改正）

第九条　足跡取扱規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（遺留足跡等の採取及び送付）	（遺留足跡等の採取及び送付）
第三条　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたとき又は次項の規定による依頼を受けたときは、直ちに所属の警察職員を臨場させて遺留足跡の発見及び採取に努めなければならない。	**第三条**　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、直ちに所属の警察職員を臨場させて遺留足跡の発見及び採取に努めなければならない。